



まなびや



この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

第 65 号 平成 25 年 5 月 31 日
発行：株式会社 測 量 舎
〒130-0021
東京都墨田区緑 1-24-5 4F
TEL：03(3846)1437
FAX：03(3846)1416
E-mail：tokyo@sokuryousha.jp
URL：http://www.sokuryousha.jp

<今月のことば>

現場は決して嘘をつかない。



<「お陰さま」 by 高橋一雄 > 第 113 話 カーナビシステム

自動車に搭載されている、自分の現在位置を基に、目的地への経路案内をしてくれるシステムです。

このカーナビシステムで最も重要な機能は、自分の位置を正確に出す機能です。これを可能にしているのが、GPS（全地球測位システム）です。次に大切な機能は経路案内です。これを可能にしているのが、地図情報です。正確な地図情報が無ければ、目的地までの経路案内をすることが出来ません。

仕事においても同じです。自分の位置（環境・知識・技能・実力・人格・進捗状況等）が正確に分らなければ、先に進むことができませんし、地図（法律・規則・計画・工程等）が無ければ、目的地までの道順や距離、到着時間が分かりません。冒険家や探検家と言われる人は、経験や感だけで目的地まで行こうとします。誰もやったことが無いことに挑戦をして、成功する人もいますが、失敗をすれば全ての責任は自分で負わなければいけません。

仕事には必ずお客様がいます。冒険の責任をお客様に負わせる訳には行きません。儲かりそうだからと言った理由だけで仕事を引き受けると、お客様に多大な迷惑と、損害を負わせてしまう危険があります。仕事は、常に自分の位置を確認しながら、正確な地図を基に安全なルートを検索し、目的地に到達しなければなりません。仕事は冒険や探検ではありません。

平成 25 年 5 月

*バックナンバーは弊社ホームページ
「測量舎通信」をご覧ください。

～・～・～ 5 月の出来事 ～・～・～

<個人別売上・入金順位>

売上トップ 原口さん

入金トップ 原口さん

社長より報奨金が贈られます。



<トップ賞>

月間 MVP 原口さん

ポイント賞 加藤さん

サンキューカード賞 三浦さん

社長より報奨金が贈られます。

<早朝勉強会> (自由参加)

7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)、の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「測量作業手順の解説」です。

2日(木)、9日(木)、16日(木)、23日(木)、30日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されました。テーマは「経営計画書の解説」です。

<第13次富士山測り隊> (自由参加)

富士山観測が5月18(土)、19日(日)に行われました。第13次富士山測り隊の観測終了地点は、全長約45kmの内約21.5km。標高は約1584mです。



<コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツ様のホームページにてコラムを連載しております。みなさん、是非ご覧下さい。



<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/index.html>

<編集後記> 白井 綾佳

だんだんと暑い日が増えてきました。我が家では、すでにパジャマは半袖・半ズボンとなっています。そろそろスイカが美味しい季節に突入です。





<今月の社員> 原口 三芳



今月の社員を担当する原口です。今回は私事で恐縮です、趣味について書いてみました。

私は若い頃は、家庭も顧みず仕事だけを我武者羅にやって来たように思っています。お陰さまで子供達も社会人として一人前になり、妻に感謝している今日この頃です。

妻に感謝の意味で共有できる趣味は何か無いかと考えまして、余り体が丈夫でない妻の為に、健康的で自然に親しむ何かが無いか探しました。

山歩きは自然の中を歩くので良いと妻に話しましたところ、やって見ようかと言ってくれました。まずは、気分もスッキリ快晴な心持になれる、尾瀬沼の湿原を歩くことから始めて見ました。尾瀬沼を季節の違う時期に5回ほど歩き、近くにある至仏山に2回ほど挑戦しました。最近は関東近辺の高尾山、御岳山、筑波山、幕山、金時山、陣馬山などの山歩きを続けています。

妻も徐々に体力が付いて、次回の山歩きを楽しみに妻共々、日々仕事に励んでいます。体の健康な限り続けて見ようと思っています。

<高橋さんが講師をします>

6月13日(木)に株式会社東京アプレイザル様主催のセミナーで講師を務めます。タイトルは「土地家屋調査士は【相続】で生き残れ!!」です。

6月22日(土)には株式会社西田コーポレーション様主催のセミナーで講師を務めます。タイトルは「あなたの土地、本当に杭は入っていますか?」です。



～・～・～ 6月の予定 ～・～・～

<6月のお誕生日>

10日(月) 村谷さん



<社長と面接> (希望者のみ)

- ・13日, 20日, 27日
- 18:15～18:45

<営業会議・異見会> (グループ長以上参加)

- ・6日(木)
- 18:00～19:00 営業会議
- 19:00～20:00 異見会
- 7月は5日(金)18:00～です。

<社長と飲み会> (自由参加)

- ・4日(火) 19:00～21:00
- 7月は2日(火) 19:00～です。



<社内研修> (全員強制参加)

- ・11日(火)
- 9:15～10:00 現場報告会
- 10:00～10:45 月次決算報告会
- 10:45～11:45 素直塾
- 7月は9日(火)9:15～11:45
- 現場報告会・月次決算報告会・素直塾です。



<特別社内研修> (全員強制参加)

- ・6月の特別社内研修はありません
- ・7月は27日(土)9:15～社内研修・大掃除、16:00～測量舎道場です。研修終了後は隅田川花火鑑賞会を予定しています。



<早朝勉強会のお知らせ> (自由参加)

4日(火)、11日(火)、18日(火)、25日(火)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。テーマは「測量作業手順の解説」です。

6日(木)、13日(木)、20日(木)、27日(木)の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催されます。テーマは「経営計画書の解説」です。

<第14次富士山測り隊> (自由参加)

第14次富士山観測予定日は、6月15日(土)、16日(日)です。



YouTubeに過去の富士山観測の映像をアップしていますので、ぜひご覧下さい。





<不動産登記Q&A> V o 1.5 8

文責 清水孝男 (ADR認定土地家屋調査士)

(測量士・基準点測量1級専門技術者)

Q どのような時に登記申請は

却下されるのですか？



A 登記申請が不動産登記法25条各号のいずれかに該当するときは、登記官により登記申請は却下されます。

不動産登記法25条に掲げられている却下事由は下記のとおりです。

①申請に係る不動産の所在地が申請をうけた登記所の管轄に属さないとき。

登記事務は、登記すべき不動産の所在地を管轄する登記所が取り扱うことになっています。よって、他の登記所の管轄に属する不動産についての登記申請があったり、管轄登記所が定まっていない不動産の登記の申請があっても、却下されます。

例えば、墨田区に建てた建物は東京法務局墨田出張所に登記の申請をしなければいけません。これを墨田出張所以外の登記所に登記の申請をした場合、その登記は却下されてしまいます。

②申請が登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。

土地であれば、所在・地番・地目・地積・所有者に関する事項、建物であれば、所在・家屋番号・種類・構造・床面積・所有者に関する事項以外の登記を目的とした申請は却下されます。

③申請に係る土地又は建物が、既に登記されているとき。

同一の不動産について、二重の表題の登記、二重の所有権保存登記、二重の地上権設定登記などは却下されます。

例えば、すでに登記されている建物について、重ねて建物の表題登記が申請された場合、その登記は却下されてしまいます。

